

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大和川高等学校 教育センター附属高等学校 (教育委員会事務局施設財務課)</p>	<p>公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>しかしながら、同校においては、コンクリート塀の外の校舎敷地で市道と接する部分に、数十メートルにわたり多数のプランター、植木鉢、空瓶ケース等が置かれている。このような状態にもかかわらず、不法占拠の防止及び排除に必要な措置を講じていなかった。</p> <p>(占拠箇所の範囲)</p> <p>1 校舎敷地西側 幅 : 0.2m (コンクリート塀の外側から市道との境界まで) 長さ: 約 45m</p> <p>2 校舎敷地東側 幅 : 0.2~1.0m (コンクリート塀の外側から市道との境界まで) 長さ: 約 42m</p> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○ 担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件については、不法占拠の認識はなかった。 ・ 公有財産管理にかかるルールは知っていたが、改めて境界の確認を行うことはなかった。 <p>○ 管理者 (学校長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校敷地の境界について詳細まで把握していなかった。 </div>	<p>大阪府公有財産規則第 14 条の規定に違反している。</p> <p>学校敷地境界は関係図書で容易に確認できるにもかかわらず、必要な措置を講じないまま不法占拠状態を放置していることは、担当者のみならず、管理者も含め公有財産の適正管理に関する意識が欠如している。</p> <p>早急に教職員に公有財産の管理意識の徹底を図るとともに、道路管理者である大阪市とも協力し、速やかに当事者への注意喚起・協議等による不法占拠の防止及び排除のための措置を講じられたい。</p> <p>平成 23 年度に実施した大手前高等学校に対する監査においても、校舎敷地の不法占拠の事例が検出されたにもかかわらず、今回、当該事例と同様の不備事項が検出されたことは極めて問題である。</p> <p>教育委員会事務局施設財務課においては、全学校へ本件の内容を周知し、同様事例があれば是正するよう取り組まれたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則)</p> <p>第 14 条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> </div>	<p>学校の担当者に対し本件の内容を周知し、教職員に公有財産の管理意識の徹底を図った。</p> <p>また、不法占拠の防止及び排除のため、地元自治会と協議を行い、平成 31 年度中に現状を是正することを双方が確認した。</p> <p>施設財務課においては、全学校へ本件の内容を周知し、同様事例があれば是正するよう取り組むこととした。</p>

監査 (検査) 実施年月日 (委員 : 平成一年一月一日、事務局 : 平成26年 1月14日)